

市第 149 号議案

横浜市建築基準条例の一部改正

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「第 112 条第17項、第18項第 2 号、第19項及び第 20項」を「第 112 条第18項本文、第19項第 2 号、第20項及び第21項」に改める。

第23条の 4 第 1 項第 1 号イ(イ)中「第 112 条第10項」を「第 112 条第11項」に、「同条第13項各号」を「同条第14項各号」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第18項第 2 号」を「同条第19項第 2 号」に改める。

第29条第 3 項中「第 112 条第18項第 2 号」を「第 112 条第19項第 2 号」に改める。

第53条の 6 第 2 項中「第 112 条第19項」を「第 112 条第20項」に改める。

第53条の 8 中「第 112 条第17項」を「第 112 条第18項本文」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市建築基準条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市建築基準条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（耐火建築物等）

第 16 条 （第 1 項省略）

- 2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令 第 112 条第 18 項本文、第 19 項第 2 号、第 20 項及び第 21 項に規定する構造物で区画しなければならぬ。

（構造等）

第 23 条の 4 長屋の用途に供する建築物の構造及び内装は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 2 階における長屋の用途に供する部分の床面積の合計が 400 平方メートルを超える場合又は 3 階以上の階をその用途に供する場合においては、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

（ア省略）

イ 階数が 3 で延べ面積が 200 平方メートル未満であり、かつ、次のいずれにも該当するもの

（ア省略）

- (イ) 令 第 112 条第 11 項に規定する^{たす} 堅穴部分（当該堅穴部分及びこれに接する他の堅穴部分（いずれも同条第 1 項第 1 号に該当する建築物の部分又は同項第 2 号に該当する階段室の部分等であるものに限る。）が 同条第 14 項各号に掲げる 同条第 13 項各号基準に適合する場合においてはこれらの堅穴部分を一の堅

穴部分とみなす。) (同条第 15 項に規定する堅穴部分を除く。) と当該堅穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第 19 項第 2 号第 18 項第 2 号に規定する構造の戸 (ふすま、障子その他これらに類するものを除く。) で区画されていること。

(第 2 号、第 3 号及び第 2 項から第 4 項まで省略)

(敷地と道路との関係)

第 29 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 同一建築物内にある 2 以上の興行場、公会堂又は集会場が、それぞれ耐火構造とした床若しくは壁又は令第 112 条第 19 項第 2 号第 112 条第 18 項第 2 号の規定に適合する特定防火設備で区画され、かつ、それらの主要な出入口がそれぞれ近接しない位置において異なる道路に面する場合においては、それぞれの興行場、公会堂又は集会場について前 2 項並びに次条及び第 40 条の規定を適用する。

(第 4 項省略)

(建築物の主要構造部に関する制限の特例)

第 53 条の 6 (第 1 項省略)

2 令第 108 条の 3 第 4 項に規定する建築物に対する第 16 条第 2 項 (令第 112 条第 20 項第 112 条第 19 項に規定する構造物を除く。)、第 23 条の 4 第 2 項 (令第 112 条第 20 項第 112 条第 19 項に規定する構造物を除く。)、第 29 条第 3 項、第 36 条第 3 項、第 41 条第 2 項、第 45 条第 1 項、第 49 条第 2 項 (令第 112 条第 20 項第 112 条第 19 項に規定する構造物を除く。) 及び第 53 条の 4 の規定 (以下この項において「防火区画等に関する規定」という。) の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規

定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例)

第 53 条の 8 令第 129 条の 2 第 1 項に規定する建築物については、第 16 条第 2 項 (病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、令 第 11 第 11 条第 18 項本文 2 条第 17 項 に規定する構造物に限る。)、第 19 条 (診療所及び児童福祉施設等を除く。)、第 27 条第 2 項 (廊下の幅に限る。)、第 33 条第 2 項、第 35 条第 1 項から第 4 項まで、第 36 条第 1 項から第 4 項まで (同項第 2 号及び第 3 号を除く。)、第 38 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 39 条、第 40 条第 1 項 (出口の幅の合計に限る。) 及び第 2 項、第 43 条の 2 並びに第 49 条第 2 項 (令 第 11 第 11 条第 18 項本文 2 条第 17 項 に規定する構造物に限る。) の規定は、適用しない。

